

取扱区分：「公開」

平成30年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年4月10日（火）10時10分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成30年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年4月10日（火） 午前10時10分 ～ 10時37分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第11号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第12号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	5件
報告第13号	非農地証明について	4件
報告第14号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件
報告第15号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	1件
報告第16号	農地所有適格法人報告書の提出について	2件

4 出席委員

第1番	西田孝美君	第2番	原田雅之君
第3番	歳光時正君	第4番	竹安昌巳君
第5番	林俊一君	第6番	松田孝行君
第7番	藤原典子君	第8番	岩田実君
第10番	山崎光夫君	第11番	徳本勉君
第12番	秋貞啓子君	第13番	佐伯伴章君
第15番	田中榮作君	第16番	藤井孝君
第17番	笠井保雄君（職務代理者）		

欠席委員

第9番 弘 中 壽 君

第14番 高 橋 恵 君

第18番 杉 村 龍 男 君

6 関係人

農林課 課 長 中 村 光 男

農林課 課長補佐 古 本 慎 一

農林課 課長補佐 白 石 能 康

農林課 係 長 瀬 川 章

農林課 係 長 六郎万 淳一

7 事務局職員

局 長 藤 井 豊

次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一

書 記 松 原 義 孝

皆さん、改めまして、おはようございます。

年度初めのお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動についてご報告いたします。

【人事異動報告】

【次長挨拶】

【主査挨拶】

続きまして、農林課の職員で農業委員会と関係する職員の異動につきましては、●●農林課長より、ご挨拶とご紹介等をお願いしたいと思います。

又、その後に平成30年度の農林課予算の概要につきまして、ご説明をお願いいたします。

【課長挨拶・職員紹介】・・・●●課長

【30年度予算概要説明】・・・●●課長補佐

ここで、農林課の皆さんは退席されます。ありがとうございました。

それでは、総会を開催いたします。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中15名でございます。周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

尚、本日の欠席は、第9番 弘中 壽委員、第14番 高橋 恵委員、第18番 杉村 龍男会長の3名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時10分 ～ ）

それでは只今より、平成30年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第1番、西田 孝美委員さん、第7番、藤原 典子委員さんのご両名にお願いいたします。

議長

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第11号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、大字●●字●●に所在する農地の畑、6筆の1,046平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠方に居住しており、農業後継者もないため、譲渡したいとのことで、また譲受人は、自己所有の農地の近くで譲渡人より耕作依頼があったため譲り受けるとのことです。

次に、農地法第3条第2項第1号から7号までの農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込されます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込されます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は106アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、季節の野菜、果樹を栽培

される計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●でございます。議案第11号1番についてご報告をいたします。譲渡人には去る4月4日に電話にて、相続で取得した土地であるけれど、遠隔地のため耕作するのが難しいため、今回譲受人に譲渡する意思を確認して参りました。

申請地は、譲受人の住宅のすぐそばにあり、既に草刈りなど保全管理を何年もされており、稲の苗を育てるなどの作業にも使用されておりました。

これから季節の野菜や果樹も育てていきたいとのことですが。

どうぞよろしくご検討下さい。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番、3番についてですが、譲受人が同一で土地も近隣ということで、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

それでは、2番及び3番については、一括してご説明いたします。

申請地は、●●地区の大字●●に所在する農地の田、5筆の合計3,857平方メートル及び畑1筆の3.3平方メートルの計3,860.3平方メートル

でございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠方に居住しており、又、体が弱くなり維持管理できないため譲渡したいとのことで、譲受人は、農業本格的に取り組むために譲り受けるとのことです。

次に、農地法第3条第2項1号から7号までの農地の権利移動の制限に関する事項について、それぞれご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又通作距離は100メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。又、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約38アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻、季節の野菜、果樹を行う計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

16番

16番●●です。補足説明いたします。

現在、田は田、畑は畑、果樹は果樹で、きちんと管理されております。今年も耕されて、耕作の準備がされておられます。譲渡人は高齢のため、又は、遠隔地に居住のため、農業をすることが困難になってきたため、又、後を継

ぐ者もないため、家屋敷、山林、農機具全てを譲渡することにしました。

買受人は、家屋敷、山林、農機具等全てを買い受けるものであり、近い将来住所も移す予定であります。買受け人は、農業経験は乏しいものの意欲はあり、水路関係等の細々した決まりごとはしばらく間、譲渡人がついて教えるとのことです。今後はこれまでと同様に、水稻、畑、果樹を栽培する予定なので問題ありません。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番及び3番につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第11号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可といたします。

続きまして、議案第12号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いします。

議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

譲受人は、市内に居住の管理栄養士の方です。

現在、親の住居一部を借りて住んでいるが、子供の成長に伴い自己用住宅を建築するものです。

又、譲受人は譲渡人の実の子であり、これまでも農地として耕作していない

ことから、住宅用地として贈与するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●支所から南西に約2.9キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、●●市大字●●●●字●●●●242番2、地目は畑、地積は223平方メートルでございます。

(スクリーンにて、地積図・建物平面図・建物立面図・現地の写真を2枚)表示。

外側が分筆ラインで、内側が建物ラインでございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替え性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりました。適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりました。汚水については、合併浄化槽への接続です。又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2番の●●です。

議長

2番

議案第12号1番につきまして補足説明いたします。

去る4月4日に譲受人と電話にて、4月5日に譲渡人と現地にて意思確認をいたしましたので報告いたします。

申請地は、少し山に登ったところで、道路、山、丘に囲まれており、地目は畑で耕作されていないとの事でした。現状は今回の申請に合わせて草刈りがされており、周辺の山の木も日当たりをよくするために伐採されておりました。譲受人家族は、現在親である譲渡人の住宅の一部を借りて住んでいるものの、子供の成長に伴い自己用住宅を建築することとし、現在居住している譲渡人宅に近い申請地に建築したいとの事でした。

又、譲渡人も娘夫婦の意向に賛同し申請地を住宅建築用地として贈与するとの事でした。

事業計画書、立面図、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました申請地周辺の山、譲渡人所有地、公道であり、又家庭雑排水は合併浄化槽にて処理し道路側溝への排出ということで周辺農地への影響は無いと考えます。娘夫婦が引き続き孫と一緒に近くに住むということは譲渡人にとっても大変喜ばしいことと考えます。

以上何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします
ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第11号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお

議長

願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第11号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第11号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。報告第12号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は7件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

説明が終わりました。以上で報告第12号を終わります。

議長

続きまして、報告第13号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第13号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は4件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第13号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。

報告第14号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件ございました。内容については、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第14号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号につきまして、事務局からの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第15号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通

知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました旨、ご報告いたします。以上でございます。

議長

説明が終わりました。以上で、報告15号を終わります。

続きまして、報告第16号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第16号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は2件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、及び役員要件をそれぞれ充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第16号につきまして、ご質疑はございませんか。

特に発言がないようですので、報告第16号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第4回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時37分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年4月10日

周南市農業委員会

会長職務代理者 笠井保雄

委 員 藤原典子

委 員 西田孝美